

(令和5年第1回定例会3月会議)
【議案第40号 参考資料】

令和5年度
補正予算 主要施策一覽
(3月会議 議案)

令和5年3月

会 計 課

令和5年度 補正予算主要施策

【一般会計】		事業区分	町自主事業
拡充	利用者負担額(保育料)無償化による子育て支援事業		補正後予算額 18,993千円
(款)	3.民生費 3.民生費 10.教育費	(項) 2.児童福祉費 2.児童福祉費 4.幼稚園費	(目) 1.児童福祉総務費 6.こども園運営費 1.幼稚園総務費
教育総務課 子育て係 住民福祉課 福祉係		議案書 7ページ	(今回補正額) 12,380千円
第3章 安全で安心して暮らせるまちづくり		第3節 支え合うまちづくり	第1 出産・子育て環境の充実

事業全体の概要	<p>令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳の利用者負担額(保育料)が無償となっています。</p> <p>0歳から2歳の第3子以降の利用者負担額(保育料)については、国・県の助成により無償化されており、第2子においても所得要件を満たした世帯については無償となっています。</p> <p>本町においては令和5年4月1日から、町独自施策により所得要件に関わらず、0歳から2歳の第2子の利用者負担額(保育料)を無償化することとしています。</p> <p>子育て支援をさらに充実させるため、町内に住民登録があり、こども園等を利用している子どものうち、0歳から2歳の第1子の利用者負担額(保育料)を町独自施策として無償化します。</p> <p>これにより、未就学児の利用者負担額(保育料)は、完全無償化となります。</p> <p>[対象施設] ・認定こども園 ・保育所 ・幼稚園 ・地域型保育事業所 ・従前の私立幼稚園 ・児童発達支援センター ・認可外保育施設等(届出のあるもの) ※利用しているこども園等の所在地が町外にある場合においても、利用者負担額(保育料)は無償とします。</p> <p>[事業期間] 令和5年度 ~</p>	
今年度の内容	活動	所得要件に関わらず、第1子の利用者負担額(保育料)を無償化します。 [対象見込人数] 51人
目標	安心して子どもを産み育てる環境を整え、子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。	
補正理由	全国において利用者負担額(保育料)の完全無償化の自治体が出てくる中、国の少子化対策の動向も踏まえ、子育て支援の更なる充実と子育て世帯の転入増を目指して、早期に取り組む必要があるため。	
成果	実績	課題等

経費	保育料助成金(児童発達支援センター等)	332千円
	こども園運営委託料(無償化に伴う事務費減額分)	△ 372千円
	こども園運営委託料(うち第1子に係る利用者負担額無償化分)	12,420千円
	(計)	12,380千円
財源	地域福祉基金繰入金	12,400千円
	一般財源	△ 20千円